

自家増殖に関するアンケート調査実施要領（改定案）

資料 4-1

1. 目的

農業者が収穫物の一部を自己の農業経営において次期作用の種苗として利用する、いわゆる「自家増殖」について、現行種苗法において、原則として、育成者権が及ばないものとされている。このような現行制度は、農業現場において、種苗の経営内での確保による安定的な農業生産や新品種の早期の普及に一定の役割を果たしていると考えられる。

その一方で、自家増殖に育成者権が及ばないことは、育成者権者の正当な利益が保護されないことによる新品種開発の停滞や農業者の育成者権に対する認識の浸透に影響しているとの指摘もある。

こうしたことから、今般、今後の自家増殖の制度のあり方を検討するための参考とすることを目的として、アンケートによる実態調査を実施する。

2. 実施方法

(1) 生産者へのアンケート調査（済）

（省略）

(2) 育成者権者へのアンケート調査

① アンケートの対象者については、②の対象品目の日本国内の育成者権者（平成27年12月現在）とする。

② 調査対象品目については、以下のとおりとする。

・「表1：調査対象品目リスト」のうち稲、大豆、小麦、大麦、そば、及び現在品種登録がない品目を除く品目

・現在品種登録がある植物で、ひとつの属（または種）に有効な登録が1品種の植物

③ 調査件数

全国の育成者権者のうち700名程度。

④ アンケート実施期間

平成28年4月中旬～（調査票の配布）

平成28年4月下旬（調査票の回収）

⑤ 調査方法は、往復郵送調査

※ アンケート用紙は、本省から育成者権者（調査対象者）宛に送付し、調査票の回収は対象者が郵送で本省（知的財産課）へ提出。

3. アンケートの調査内容

(1) 生産者へのアンケート調査内容

（省略）

(2) 育成者権者へのアンケート調査内容

① 育成者権者となっている植物の産地（地域）

② 育成者権者となっている植物は交雑品種（F1品種）か否か

③ 生産者等との利用許諾契約の状況

④ 自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物の追加の要望

⑤ 自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物の追加を望む理由

⑥ 自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物の追加を望まない理由

⑦ 自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物の追加についてわからない理由

表1:調査対象品目リスト(133品目)

植物分類	食用作物	野菜		果樹	草花類		きのこ
品 目	稲	いちご	<u>カリフラワー</u>	りんご	きく	<u>ブライダルペー</u>	ぶなしめじ
	大豆	トマト	<u>ほうれんそう</u>	かんきつ	りんどう	<u>ル</u>	エリンギ
	ばれいしょ	レタス	<u>めキャベツ</u>	もも	リモニウム	<u>ジニア</u>	まいたけ
	小麦	とうもろこし	<u>コールラビ</u>	ぶどう	ファレノブシス	<u>オキシペタラム</u>	はたけしめじ
	かんしょ	とうがらし	<u>ふだんそう</u>	なし	カリブラコア	<u>カレンジュラ</u>	なめこ
	大麦	メロン	<u>セロリー</u>	ブルーベリー	にちにちそう	<u>カブシカム</u>	えのきたけ
	そば	なす	<u>にら</u>	おうとう	ストック	<u>メカルドニア</u>	<u>ひらたけ</u>
		たまねぎ	<u>しゅんぎく</u>	かき	オステオスペルマ	<u>アマランサス</u>	
		やまのいも	<u>しそ</u>	すもも	ム	<u>イボメア</u>	
		かぼちゃ	<u>セリ</u>	うめ	シクラメン	<u>ゴンフレナ(セ</u>	
		きゅうり	<u>バセリ</u>	<u>くり</u>	マーガレット	<u>ンニチコウ)</u>	
		はくさい	<u>にんじん</u>	キウイフルー	ゆり	<u>タゲテス(マリ</u>	
		だいこん	<u>かぶ</u>	ツ	ベゴニア	<u>ーゴールド)</u>	
		すいか	<u>ごぼう</u>	<u>いちじく</u>	ダリア	<u>デージー</u>	
		ねぎ	<u>しょうが</u>	<u>あんず</u>	ラベンダー		
		<u>にがうり</u>	<u>わさび</u>	<u>びわ</u>	<u>アスター(エゾ</u>		
		<u>ゆうがお</u>	<u>レンコン</u>	<u>ラズベリー</u>	<u>ギク)</u>		
		<u>しろうり</u>	<u>わけぎ</u>		<u>デルフィニウム</u>		
		<u>とうがん</u>			<u>コスモス</u>		
		<u>ズッキーニ</u>			<u>ケイトウ</u>		
		<u>まくわ</u>			<u>ひまわり</u>		
		<u>えだまめ</u>			<u>プリムラ</u>		
		<u>いんげん</u>			<u>エキナセア</u>		
		<u>えんどう</u>			<u>ヨリウス</u>		
		<u>そらまめ</u>			<u>ネメシア</u>		
		<u>オクラ</u>			<u>フクシア</u>		
		<u>ピーマン</u>			<u>ブラキスコメ</u>		
		<u>ししとう</u>			<u>チリソけい</u>		
		<u>なばな</u>			<u>ユーフォルビア</u>		
		<u>からしな</u>			<u>ヒペリシフォリ</u>		
		<u>ケール</u>			<u>ア</u>		
		<u>こまつな</u>			<u>ローダンセマム</u>		
		<u>ミズナ</u>			<u>サルビア</u>		
		<u>ミブナ</u>			<u>オキザリス</u>		
		<u>パクチョイ</u>			<u>デロスベルマ</u>		
		<u>チンゲンサイ</u>			<u>ユリオプシスデ</u>		
		<u>サントウサイ</u>			<u>ージー</u>		
		<u>つるむらさき</u>			<u>バーベナ</u>		
		<u>キャベツ</u>			<u>ハボタン</u>		
		<u>ブロッコリー</u>					

注：調査対象品目は、登録品種数が多い品目及び委員から提案のあった品目（アンダーライン）とする。